第明治三十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第６２６８号
大阪府門真市岸和田２丁目２番６号
債務者　外間組こと　外間　政英
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８７号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目３番20号ポパイ２　504号室
債務者　石井憲二郎
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５０４号
大阪市住吉区長居東４丁目16番21号　扇マンション501号
債務者　青木　　崇
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０６号
大阪府高槻市八幡町４番28―104号
債務者　武田侑子こと　武田　裕子(旧姓九川)
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３５号
大阪市平野区背戸口２丁目６番11号　シェル・ブラン603号
債務者　山下春美こと　姜　　春美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８０号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目５番28号　岩木ハイツ202号、前住所大阪府東大阪市高井田本通４丁目７番10号
債務者　瀬戸　賢二
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８８号
大阪市生野区舎利寺１丁目15番19号
債務者　谷口　一彦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７０３号
大阪府高槻市八幡町４番26号
債務者　川上　剛司
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８１９号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目２番21号
債務者　志倉　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１号
大阪市住之江区新北島３丁目７番30―607号
債務者　水本　　健
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５号
大阪府大東市深野２丁目５番10号　ルミエールいけだ301号
債務者　藤川　珠貴（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０号
大阪市鶴見区安田１丁目４番44号　クレール・エム105号
債務者　津留　充陽
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７号
大阪府大東市寺川３丁目８番12号
債務者　岩越　康介
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６号
大阪市西淀川区佃２丁目15番１―210号
債務者　友山　亜美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１号
大阪市旭区清水３丁目７番28号中井第三ビル201
債務者　大里　　亨
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８号
大阪府門真市寿町10番８号、前住所大阪府守口市桃町４番10号
債務者　小寺順愛こと　徐　　順愛
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番15―501号
債務者　徳山美代子こと　洪　　順心
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部